道路・河川等占用（国・県・その他）手続委任書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

三郷市長　　あて

給水装置工事申込者（給水装置所有者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

指定給水装置工事事業者

所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　主任技術者　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、下記工事場所における、給水装置工事に伴う、道路・河川等の占用手続に関する事項を、三郷市水道部に委任します。

　また、裏面『占用申請確認事項』の記載事項を遵守し、道路・河川等の占用許可に伴う要請事項及び住民等の対応については、すべて、私が責任をもって対処いたします。

　占用先管理者に、占用工事完了の旨を報告し、特に支障がないとされた後に、給水装置工事の完了とすることを了承いたします。

記

工事場所　　　　三郷市

占用先　　　　　（　国・県・その他　）　の　（道路・河川）

　　　　　　　　　※その他は、葛西用水路土地改良区または市道で占用距離が２０ｍ以上の場合のみ

占用先路線名等

予定工事期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日（完了届提出も考慮した日程）

※給水装置工事申込受付番号：

**占用申請確認事項**

**占用手続きを三郷市に委任するにあたり、下記の事項をすべて留意し、占用の申請をいたします。**

**◎法令等の遵守について**

・三郷市水道部の指示に従います。

・管理者の指示に従います。

・三郷市水道部が定めたもの、占用工事標準条件書等の管理者が定めたもの及びその他の関係法令等を遵守します。

**◎調査・協議について**

・配水管、既設給水管、他埋設管等の埋設物の調査・協議を必ず行い、調整を十分に行います。

・所轄警察署等の関係機関に調査・協議等を必ず行い、十分に調整を行います。

・本復旧が他企業となるときは、調査・協議を必ず行い、本復旧施工者、本復旧の工程等を占用申請に明記します。

・工事箇所（舗装本復旧範囲を含む）に境界杭などが確認された場合は、事前に管理者とその取扱いを協議すること。

**◎工事・工程管理について**

**【工程管理】**

・占用工事の工程管理（書類等の提出も含む）を適切に行います。

・占用申請に必要な書類を把握しています。

・占用申請の内容に不備等があった場合、補正等迅速に対応します。

・占用申請の内容に変更があった場合は、直ちに連絡をします。

・占用申請の許可後、工事期間を明確にし、占用工事着工前に三郷市水道部に対して着手届（給水管分岐工事検査願）を提出します。（三郷市水道部は、その着手届の内容を踏まえて管理者に着工届を提出）

・工事期間を超えてしまうことが発覚したときは、速やかに三郷市水道部に連絡し、工事期間延伸届等を提出します。（三郷市水道部は、その工事期間延伸届等を踏まえて、管理者に工事期間延伸届等を提出）

・給水装置工事の竣工検査は、原則、占用工事が終了した後に受検することを了承し、占用工事を完了後、速やかに管理者が定める竣工図書・工事写真・オフセット、給水装置工事竣工検査願及び添付書類等を三郷市水道部に提出します。

　（三郷市水道部は、その竣工検査が合格したときに、管理者に完了届と竣工図書・工事写真等を提出）

・万が一、工事写真の撮り忘れ等で、工事内容が確認できないときは、再施工等を了承します。

・県道の占用申請の場合、完了届チェックシート（道路占用工事用）の［工事写真の撮影方法］に基づく２９項目の工事写真の撮り忘れ等をしません。

**【施工管理】**

・トラブル等がないように、調整を十分に行い、工事等を行う前に付近住民等に工事についてのお知らせをし、安全に工事を行います。

・トラブル等が起きてしまったときの体制が整っており、自らの責任で解決します。